

介護老人福祉施設 利用契約書

介護老人福祉施設を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 社会福祉法人悠々会 特別養護老人ホーム姫見苑（以下、「施設」という。）は、要介護認定を受けた入所者（以下、「入居者」という。）に対し、介護保険法等の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる支援の提供を目的として、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

(契約の有効期間)

第2条 本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

- 2 入居者又は代理人が有効期間満了の30日前までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約を更新するものとします。

(施設サービス計画の作成・変更)

第3条 施設は、入居者の心身の状況及びその意向を踏まえ、計画担当介護支援専門員が、「施設サービス計画」を作成し、これに従ってサービスを提供します。

- 2 施設は、要介護認定有効期間に一回、もしくは入居者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、「施設サービス計画」について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、変更の必要性があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して施設サービス計画を変更するものとします。
- 3 施設は、「施設サービス計画」の作成及び変更に当たっては、入居者及びその家族に対して説明し、同意を得て計画書を交付します。

(介護保険給付対応サービス)

第4条 施設は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を提供するものとします。

(介護給付対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 食事の提供
- 二 居住の提供
- 三 入居者が選定する特別な食事の提供

四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

- 2 前項のサービスについて、その利用料金は入居者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて入居者の家族等 に対してもわかりやすく説明するものとします。

(要介護認定の申請に係る援助)

第6条 施設は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行なえるよう入居者を援助します。

- 2 事業者は、入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を入居者に代わって行ないます。

(サービス提供の記録)

第7条 施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

- 2 施設は、施設サービス提供記録書等の書面を作成した後2年間これを保存し、入居者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用料及びその変更)

第8条 入居者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。

- 2 入居者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。

なお、その際には、施設は入居者に事前に説明します。

- 3 施設は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、入居者の同意を得ます。
- 4 施設が、前項の利用料の変更（増額又は減額）を行う場合には、入居者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

(利用料の支払い)

第9条 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則として介護保険負担割合証に記載の自己負担分をお支払いいただきます。

- 2 保険料の滞納などにより、介護保険負担割合証に記載の自己負担分の「利用料」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 施設は当月の利用料の請求に明細を付して、翌月15日までに入居者に請求し、入居者は、次の方法により支払います。

(1) 当施設指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）

- 4 前項の他、入居者は食費（標準費用額）及び居住費（標準費用額）と日常生活上必要となる諸費用実費を施設に支払うものとします。

(利用料の滞納)

第10条 入居者が、正当な理由なく、利用料全額あるいは利用料の一部を2か月滞納し、その滞納により施設が継続的なサービスの提供に支障を来すほど信頼関係が失われた場合においては、施設は1か月以上の期間を定めてその滞納金の支払いを催告し、入居者が期間満了までに滞納金を支払わないときは、文書によりこの契約を解除できます。

- 2 前項により、施設がこの契約を解除する場合には、施設は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続に協力し、必要な調整を行うよう努めるものとします。

(その他の利用料の滞納)

第11条 前条の場合を除き、理美容代、日用品費等、そのサービスの提供を停止しても入居者の日常生活に支障ないサービスの利用料の滞納があったときは、施設は、6か月以上の期間を定めてその支払いを催告し、入居者が期間満了までにその支払いをしないときは、その支払があるまで当該サービスの提供を停止することができます。

(契約の終了)

第12条 入居者は、施設に対し契約終了を希望する7日前までに文書で通告することにより、契約を解約することができます。

- 2 施設は、入居者、ご家族等が事業所や従業員に対して、暴言・暴力・その他ハラ スメント行為等生命、身体、精神、財産等を傷つける恐れがあり、かつ事業所がこれを防止できないと判断した場合、30日間の予告期間において入居者に文書で通告することにより、この契約を解約することができます
- 3 次の各号に該当する場合には契約終了とします。
- (1) 入居者が、要介護認定の更新で要介護3～5以外に認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、要介護1、2と認定された場合においては、事業者が特例入所を認めるときを除きます。
 - (2) 入居者が他の介護保険施設に入居した場合
 - (3) 入居者が死亡した場合

(入院期間中の取り扱い)

第13条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、退院後も再び入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時は、当法人運営の他のサービスをご利用いただく場合があります。

なお、「3か月以内に退院することが明らかに見込まれる」かどうかの判断は、事業者が利用者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認することによって行うものとし、この「確認」は、必ずしも診断書によることを要せず、口頭等による確認もあります。「確認」が診断書による場合は、診断書の

発行にかかる費用は契約者の個人負担とします。

- 2 利用者の入院についての責任は、利用者又は契約者が負うものとします。なお、入院準備も利用者又は契約者が行うものとします。
- 3 利用者の通院及び入退院に際しての、送迎を実施する地域は次のとおりとします。
国東市内、豊後高田市内
- 4 利用者が入院した場合の転院及び退院は、利用者又は契約者の責任において行うものとします。
- 5 利用者が7日以上入院した場合、退院に係わる諸手続きは、利用者又は契約者の責任において行うものとします。
- 6 利用者が入院した場合、事業者は、利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することができるものとします。
- 7 利用者が病院へ入院した場合は、利用者又は契約者は1か月につき6日（月をまたぐ場合は最大で12日まで）を限度として、所定の外泊時加算を支払うものとします。

（退所時の援助）

第14条 事業者は、契約が終了し入居者が退所する際には、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行ないます。

（医療機関へ転移していただく医療行為の目安）

第15条 利用者が以下のような医療的観察と処置などを必要とされる場合は、医療機関での治療や看護が適切であるものと判断します。

- (1) 点滴を1日1回以上、4～5日間継続した場合又は予測される場合
- (2) ア 経口摂取の食事が困難である為、継続的な経管栄養法（鼻腔、胃瘻など）が見込まれる場合
イ 経管栄養法の投与が不安定又は調整時期である場合
- (3) 24時間以内に昼夜を問わず何度も喀痰などの吸引が必要な場合又は1回当たりの吸引が長時間にわたる場合
- (4) ア 酸素療法（酸素吸入）が、24時間以内に頻繁又は継続的に見込まれる場合
イ 状態により適宜の判断を要する酸素療法が見込まれる場合
- (5) ア 糖尿病の利用者でインシュリン療法（注射など）が必要な場合
イ 糖尿病が不安定であるため、検査や治療が随時又は継続的に見込まれる場合
- (6) 医療機関の受診が頻繁となった場合又は必要な受診について契約者の支援が得られない場合
- (7) 利用者又は契約者が当事業所の医療方針を望まれない場合

（秘密保持・個人情報の保護）

第16条 施設及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り入居者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
- (一) 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス施設との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - (二) 上記(一)の外、介護支援専門員又は介護サービス施設との連絡調整のために必要な場
 - (三) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
 - (四) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
 - (五) 施設内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 入居者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

(損害賠償)

第17条 施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 入居者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(身元引受人)

第18条 事業者は入居者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、入居者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の義務及び責任を負います。
- (1) 入居者自身が意思表示や署名等を行えない場合及び医療同意について、同人の代理人となること
 - (2) 入居者の急変など緊急事態の際、連絡窓口となり事業者と連携すること
 - (3) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること
 - (4) 契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き、事業者と連携して

入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な 援助をすること

(5) 入居者の退去時に居室の残置物等を撤去し原状を回復すること

(6) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置をなすこと

4 身元引受人を変更した場合は、届出により再度締結するものとします。

(連絡義務)

第 19 条 施設は、入居者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先にすみやかに連絡するとともに医師に連絡をとる等措置を行います。

(身体拘束の禁止)

第 20 条 施設は、サービス提供にあたり身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。

ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、施設は、直ちにその日時、態様、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した従業者等及び当該行為を行った従業者等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情対応)

第 22 条 施設は、入居者又はその家族からの提供したサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 施設は、入居者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

2 入居者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(連帯保証人)

第 23 条 利用者は契約に際し、連帯保証人を定めるものとします。

2 連帯保証人は、利用者に債務不履行のあった場合、利用者が負担する債務について極度額 50 万円の範囲内で弁済する義務を負うものとし、変更する場合及び住所等に変更のある場合は、速やかに事業者に報告する

ものとしします。

3 連帯保証人は、必要な場合及び利用者が死亡した場合に身柄及び所有物を引き取る責任を負うものとしします。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する紛争の訴えは、入居者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによりま

す。

(協議事項)

第 26 条 この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとしします。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、入居者、施設が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとしします。

締結 令和 年 月 日

<施設>

所在地 大分県国東市国見町伊美 3 7 8 5 番地

社会福祉法人 悠々会

特別養護老人ホーム姫見苑

理事長 堀田 正一

印

<利用者>

住所

氏名

印

<身元引受人>

住所

氏名

印 (利用者との続柄:)

<連帯保証人> ※身元引受人と同一の場合は、住所は同上と記載のうえ署名、捺印して下さい。

住所

氏名

印 (利用者との続柄:)